

第 2 部 [推進地域編]

～早期からの教育相談・支援体制のための 7 つの取組～

早期からの教育相談・支援体制のための7つの取組

1 相談体制の充実

- | | |
|---|--------|
| ① 障がいのある子どもの保護者の相談を行う担当者を明確にし、保護者からの相談に、きめ細かに応じる。 | ... 90 |
|---|--------|

2 子どもや保護者への支援

- | | |
|--|--------|
| ② 乳幼児健診や就学時健診等において、保護者に「支援ファイル」や「個別の教育支援計画」等の意義や様式等について情報提供する。 | ... 95 |
|--|--------|

- | | |
|--|--------|
| ③ 「支援ファイル」と「個別の教育支援計画」を共有するなど、障がいのある子どもへのよい支援と環境づくりが、就学前から幼稚園や保育所、認定こども園、小・中学校等へとつながるように努める。 | ... 99 |
|--|--------|

- | | |
|--|---------|
| ④ 域内の子育てに関する相談機関一覧や相談支援マップを作成し、保護者に知らせる。 | ... 103 |
|--|---------|

3 学校、関係機関等との連携

- | | |
|---|---------|
| ⑤ 保健師、保育士、心理士、相談支援専門員、教職員及び特別支援教育支援員等を対象とした研修を実施する。 | ... 106 |
|---|---------|

- | | |
|--|---------|
| ⑥ 保健や福祉担当課や子ども発達支援センター、児童発達支援センター、各学校の代表、地域づくりコーディネーターなどによる市町村特別支援連携協議会及び自立支援協議会等の会議で、課題解決に向けた協議を行う。 | ... 110 |
|--|---------|

- | | |
|--|---------|
| ⑦ 地域の連携体制や個別のケースの対応等について、必要に応じて、発達障害者支援センター等の助言を受ける。 | ... 114 |
|--|---------|

1 相談体制の充実

1 相談体制の充実

- ① 障がいのある子どもの保護者の相談を行う担当者を明確にし、保護者からの相談に、きめ細かに応じる。

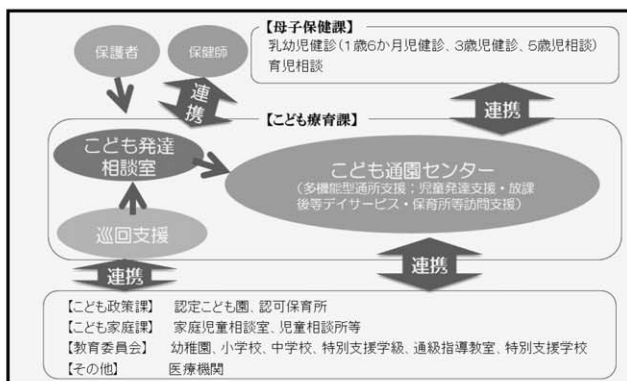
推進地域では、「こども発達相談室」の設置や保健師による家庭訪問など、障がいのある子どもの保護者の相談を行う担当者を明確にし、保護者からの相談に、きめ細かく対応できるよう、早期からの教育相談・支援体制の充実を図っています。

実践事例1 「こども発達相談室」の取組

本市で早期発見の窓口となるのは、こども療育課が行う「こども発達相談室」です。相談室では専任の心理相談員や作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）などの専門職が相談を担当しています。相談室の職員は、1歳6か月児健診、3歳児健診、5歳児相談に参加し、健診後の保護者の来室相談をはじめ、関係機関からの紹介による相談等を行っています。

また、5歳児相談では、教育委員会の担当者も参加し、就学に向けた相談を行っています。

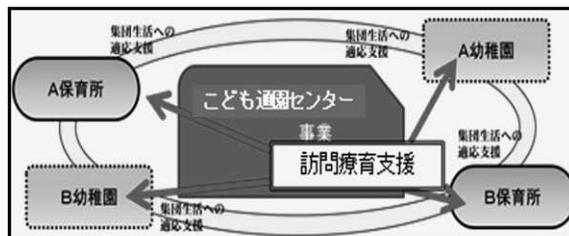
こうした乳幼児期から就学に至るまでの連携した取組を行うことにより、特別な支援を必要とする子どもの把握と、保護者への早期からきめ細かな相談支援体制の構築に取り組んでいます。



実践事例2 保育所等訪問支援の取組

本市では、幼稚園や認定こども園、保育所等を訪問して、障がいのある子どもの集団生活への適応支援、保育士等へ支援方法等の助言を行う^{※1}「保育所等訪問支援」を実施しています。

市が、保育所等訪問支援を実施することで、市の担当職員と認定こども園等の職員が、保育場面でのかかわりなどについて、定期的に情報交換をすることができ、発達障がいや言語発達等に遅れのある子どもが、集団活動に積極的に参加できるようになるなどの成果が見られています。

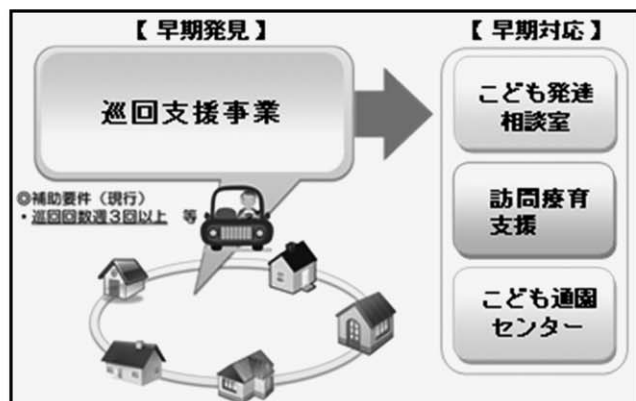


実践事例3 巡回支援の取組

本市では、地域生活支援事業における巡回支援専門員整備事業を活用し、臨床心理士等が務める巡回支援専門員が幼稚園等を訪問し、発達面に心配のある子どもの様子を観察した上で支援の方法等を助言しています。

助言を受けた幼稚園等の教職員からは、「子どもの対応に困っていたが、話を聞いて参考になった。」、「子どもの見方が変わり、かかわり方の参考になった。」、「子どもの様子が変わった。」などの感想がありました。

本市では、今後も巡回支援を通して、子どもたちが集団生活の場で、のびのびと生活できるよう支援するとともに、放課後児童クラブ等にも対象範囲を広げ、放課後児童クラブの指導員等への助言や、小学校との連携について検討しています。

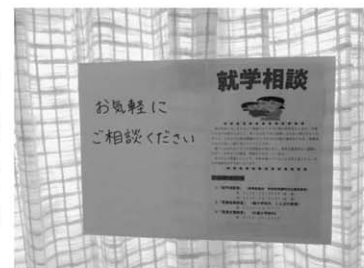


実践事例4 「5歳児相談」を実施した取組

本市では、平成27年度から5歳児相談を実施しており、平成28年度は4回実施し、3歳児健診後の発達の様子を確認する場となりました。幼稚園や認定こども園、保育園で発達や日常の行動が気になる子どもを紹介する機会として活用しており、また、「こども発達相談室」に新たにつながるケースがありました。

5歳児相談では、集団遊びの場面を設定し、保健師等が子ども同士のコミュニケーションの様子や順番を守ることなどの社会性、運動面などについての行動観察を行い、子どもの成長に関しての相談対応や、心理士等による発達に心配のある子どもの相談も行っており、保護者にとって安心して子育てに向き合う機会となっています。

また、保護者は学校への入学に向けて不安となる時期でもあることから、母子保健課、子ども療育課と教育委員会とが連携し、入学に向けての準備や学校での生活等に関する講話を実施しています。さらに、今年度からは、教育委員会の職員等による就学相談の機会を設け、就学に向けて不安を抱える保護者が安心して子どもの就学を迎えられるよう、保護者の思いや意思等を確認するなど、入学した後の支援の継続などについて一緒に検討するよう心がけています。



就学相談の案内



教育委員会の職員による講話

実践事例5 家庭訪問を通して育児相談を行う取組

本町では、子どもの成長や発達の確認と保護者への育児相談及び、子育ての孤立を防ぐための「乳児家庭全戸訪問」を行っています。訪問後は、「子育て支援検討会」において、住民福祉課の社会福祉係と健康推進係の職員がその結果を共有し、発達や子育てに関する支援が必要と判断した場合には、継続的にかかわるよう「養育支援訪問」を実施しています。

「養育支援訪問」は、虐待予防など、家庭内での適切な養育を確保することを目的に、保護者に対する相談や他機関へ連絡調整を行うものですが、この取組により、発達障がいや早期発見につながる場合もあり、幼少期から切れ目のない支援を目指し、取り組んでいます。

実践事例6 保護者からの相談にきめ細かく対応する取組

本町では、乳幼児健診の際に、発達や生活習慣等において支援が必要と判断した場合には、保健師が中心となり、臨床心理士等の専門職の意見や助言をまとめ、必要な家庭への訪問を実施しています。

家庭訪問では、発達に関する専門機関である本町の^{※2}市町村子ども発達支援センター等を紹介し、受診や通所を勧めたり、その後の支援体制などについて、保護者の安心につながるよう丁寧に説明したりすることで、早期からの取組の充実を図っています。

本町では、保護者からの相談にきめ細かく応じるため、医療や健診に関わる内容は健康福祉課が、^{※3}早期からの発達支援など子育てに関する内容は教育委員会が担当し、市町村子ども発達支援センターに通所している児童の状況や家庭の様子、新たに通所する子どもの情報等を健康福祉課と教育委員会が「早期療育事業月例会議」において共有しています。

今後は、国が推進する子育て包括支援センター整備による妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を構築するため、月例会議に学校教育担当者が参加し、中学卒業までの子どもの様子を関係者が把握することにより、保護者や子どもが安心して相談できる体制をつくるとともに、早期療育や学校教育を適切に受けられるよう環境整備に取り組んでいきます。

【乳幼児健診】

- ①新生児訪問～出生後28日以内
 - ②乳児健診～
 - (1)生後3～4ヵ月
 - (2)生後7～8ヵ月
 - (3)生後12～13ヵ月
 - ③1歳6ヵ月児健診
 - ④3歳児健診
 - ⑤5歳児健診
- 全7回実施



【健診内容】

乳幼児～内科、歯科、聴覚、視力、発達検査

身体測定(身長、体重、頭囲、胸囲)

問診、集団遊び

保護者～栄養・排泄、保健、発達に関する指導・相談

【検査スタッフ】

内科医、歯科医、保健師、歯科衛生士、栄養士、保育士、看護師、臨床心理士、聾学校の教員

実践事例7 「5歳児健診」の取組

本町では、全ての子どもが個性や能力を十分に発揮し、楽しく学校生活を送り、豊かな社会生活を送ることができるよう、そのスタートラインの充実を図ることを目的とした5歳児健診を実施しています。

実施に当たっては、看護師や保健師、心理士のほか、子どもの成長にかかわる職員が同席することを大切にしています。

その結果、「3歳児健診終了後、集団生活の中で気になると感じて、子どもや保護者に支援が行えなかったケースも、5歳児健診をきっかけに支援できるようになった。」や「保育所を訪問する回数が増えたことにより、気になると感じた子どもに関する相談や情報共有を行うことができるようになった。」などの成果が見られており、3歳児健診、5歳児健診を基盤としながら※⁴就学相談や就学時健診、※⁵教育支援委員会へと切れ目のない一貫した支援となるよう取り組んでいます。

また、就学後、支援を必要とする児童が心理検査や療育を受けたり、保護者の承諾のもと、学校から保健師に情報提供を行ったりする場合もあり、関係者間で連携し、継続した支援につながっています。

5歳児健診の内容等

当日の流れ	主な担当者
受付	事務員
問診	保健師
身体計測・視力検査	看護師・保健師
診察	医師
歯科健診	歯科医師
歯科相談（個別）	歯科衛生士
栄養相談（個別）	栄養士
各種の個別相談 ・療育相談 ・心の発達相談	保健師 ・相談員 ・臨床心理師
全体カンファレンス	健診後にスタッフで行う

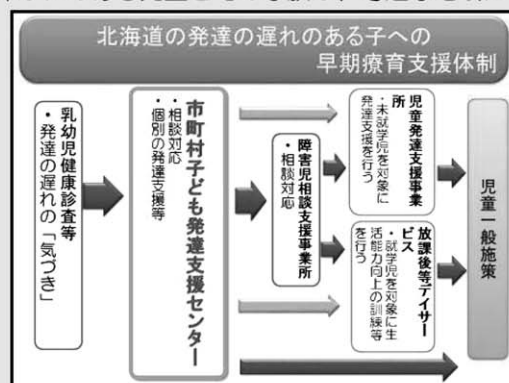
※1 保育所等訪問支援では、保育所等、厚生労働省令で定める施設に通う障がいのある子どもが、障がいのない子どもとの集団生活への適応を図るため、保育所等を訪問して専門的な支援等を行います。

※2 市町村子ども発達支援センターは、発達の遅れや障がいのある児童とその家族が、身近な地域において適切な相談支援及び発達支援を受けることができるよう、市町村が実施しており、発達の遅れのある児童及びその保護者を対象に、発達相談や個別の発達支援、相談対応、関係機関への連絡調整等を行っています。

※3 早期からの発達支援は、発達障害者支援法において、「市町村は、発達障害児が早期の発達支援を受けることができるよう、発達障害児の保護者に対し、その相談に応じ、発達障害者支援センター等を紹介し、又は助言を行い、その他適切な措置を講じるものとする。」と定められています。

※4 就学相談においては、障がいのある子どもの就学先にかかわる相談とともに、本人・保護者の不安や疑問に応えながら、就学に関する情報を提供し、これまでの支援の情報を引き継ぎ、本人の教育的ニーズを把握し、必要な支援等を保護者と一緒に考えていくこともあります。

※5 教育支援委員会は、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、従来の「就学支援委員会」から「教育支援委員会」に名称が変わりました。就学時に決定した「学びの場」は固定したものでないことから、「教育支援委員会」には、一貫した支援を目指す上で重要な役割を果たすことが求められています。



1 相談体制の充実

- ① 障がいのある子どもの保護者の相談を行う担当者を明確にし、保護者からの相談に、きめ細かに応じる。
-

(1) () 市町村の現状

--

(2) 課題の整理



--

(3) 今後の具体的な取組



--

2 子どもや保護者への支援

2 子どもや保護者への支援

- ② 乳幼児健診や就学時健診等において、保護者に「支援ファイル」や「個別の教育支援計画」等の意義や様式等について情報提供する。
-

推進地域では、支援を必要とする子どもの保護者に、「支援ファイル」や「個別の教育支援計画」等の意義や様式等について情報提供し、支援ファイル等の活用を通して、就学前からの一貫した支援を行うことができるよう、保健福祉部局と教育委員会が協力して取組を進めています。

実践事例1 「子育てファイル」を作成する取組

本町では、保健・医療・福祉・教育などの関係機関が連携した支援や、長期的な視点で乳幼児期から学校を卒業するまでのライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を行うことができるよう、町独自の「子育てファイル」の作成とその活用に向け、取組を進めています。

本町では、現在、「子育てファイル策定委員会」を設置し、ファイルの内容等について検討しています。内容の検討に当たっては、実際に利用する保護者からの意見等を取り入れることにより、「子育てファイル」がよりよい情報共有のツールになると考えています。

そのため、「子育てファイル（試作版）」を保護者に配付し、モニタリング調査を行っています。調査の結果をもとに「子育てファイル」の内容に反映させる取組は、「子育てファイル」を作成する段階から保護者の参画意識を高めることにつながっています。

実践事例2 「個別の教育支援計画」の意義について周知する取組

本町では、円滑な引継ぎを行うことができるよう町内で統一した個別の教育支援計画の様式を整備しています。現在は、個別の教育支援計画の活用を促すことを目的に、保健福祉部局と教育委員会が合同の研修会を開催するなどの取組を進めています。

研修会では、個別の教育支援計画の意義について「個別の教育支援計画を作成することにより、子どもに関する必要な情報が支援者へより伝わりやすくなる。」や「支援の場が変わっても、情報の引継ぎが円滑に行われ、切れ目のない一貫した継続した支援が受けやすくなる。」と説明しています。

町の保健福祉部局と教育委員会が合同の研修会を計画的に実施することを通じて、就学前から、特別な教育的支援を必要とする子どもの保護者へ理解・啓発を図り、早期支援につなげています。

実践事例3 全ての保護者が「子育てファイル」を活用する取組

本町では、※¹支援ファイルの機能を拡充し、「子育てファイル」と名付けて取組を進めています。

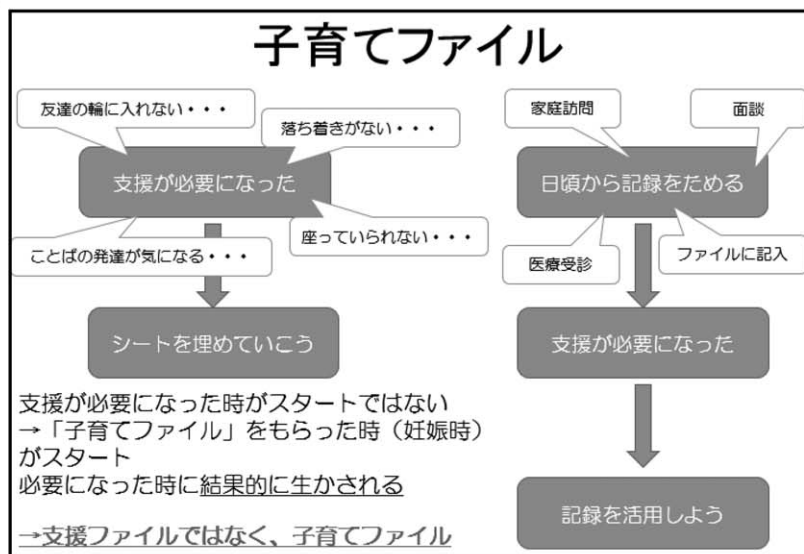
これは、「支援が始まった時」に書き始めるものではなく、妊娠時に母子手帳と一緒に交付し、保護者が子どもの成長を記録したり、幼稚園や保育所、学校等の担任が家庭訪問や面談の機会に、子どもの様子を記録し、保護者と情報共有したりすることにより、子どもの成長記録が蓄積されていく「ファイル」が必要であると捉えているからです。そのため、全ての保護者が日常的に本ファイルを活用しています。

「子育てファイル」は、子育てにおいて、何か困ったことがあった時に、これまでの記録を見直すことで、発達の状態や、様々な関係機関で受けてきた支援の記録を確認することができ、より早期に適切な支援につなげることができます。

「子育てファイル」には、「支援が必要になってから、シートを使うのではなく、必要な時に結果的に生かされるようなファイルになってほしい。」という本町の積極的な支援への思いが入っています。

また、様々な関係機関で受けた支援の記録が一冊に集まることによって、本人や保護者にとっては、自分を支えてくれている人がたくさんいて、一人ではないという子育てへの安心感につながっていると考えています。

このように「子育てファイル」を作成することにより、町の保健福祉部局、教育委員会や学校・医療等の関係機関の情報が、ひとつにまとまり、切れ目のない一貫した支援に向けて活用することができます。



※¹ 支援ファイルは、平成20年度の「障害児支援のあり方に関する検討会報告書」において提言されたものであり、福祉分野と教育分野との連携を進めるために、学校への入学や卒業、学校から放課後の支援へのつなぎなどの引継ぎを確実にを行うために、自治体で取り入れられているファイルです。

なお、障がいのある子どもだけでなく、全ての子どもに対し子育ての一環として活用するファイルという意味を込めて「子育てファイル」と称している自治体もあります。

コラム 発達支援に関する様々な計画

平成15年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等が連携協力を図り、障がいのある子どもの生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における子どもの望ましい成長を促すため、「個別の支援計画」の活用が示されました。

この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを「個別の教育支援計画」といいます。

また、学校等では、「個別の指導計画」を作成、活用しており、一人一人の幼児児童生徒に関する様々な情報の中から必要な情報を選択して的確に実態を把握し、それに基づいて指導の目標や具体的な指導内容等を設定しています。

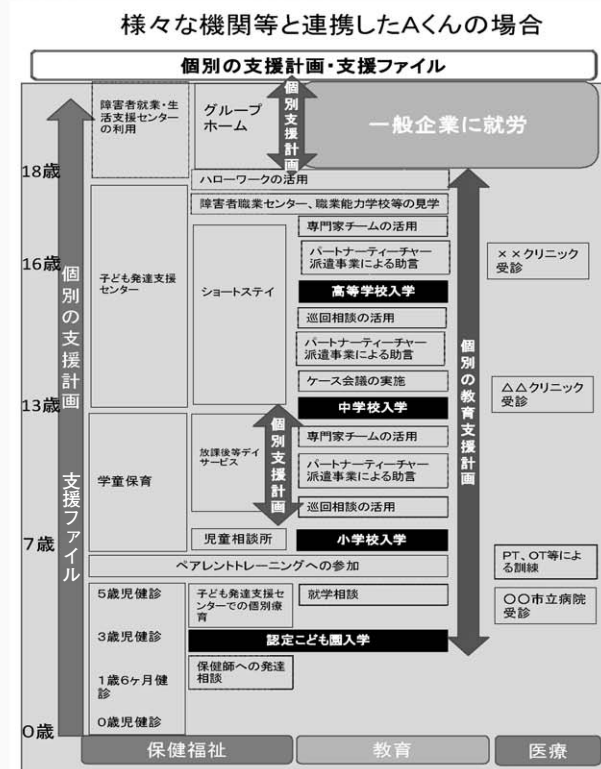
平成28年6月に発達障害者の支援の一層の充実を図るため、「発達障害者支援法」が改正され、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成の推進や、支援に関する情報共有の促進のため必要な措置に関する規定が追加されました。

なお、障害児通所支援事業所（児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所等）や障害福祉サービス事業所が作る「個別支援計画」という計画もあります。

【発達障害者支援法】

（教育）第8条 国及び地方公共団体は、発達障害児（十八歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに専修学校の高等課程に在学する者を含む。以下この項において同じ。）が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援を行うこと、個別の教育支援計画の作成（教育に関する業務を行う関係機関と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携の下に行う個別の長期的な支援に関する計画の作成をいう。）及び個別の指導に関する計画の作成の推進、いじめの防止等のための対策の推進その他の支援体制の整備を行うことその他必要な措置を講じるものとする。

（情報の共有の促進）第9条の2 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、福祉及び教育に関する業務を行う関係機関及び民間団体が医療、保健、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体と連携を図りつつ行う発達障害者の支援に資する情報の共有を促進するため必要な措置を講じるものとする。



本道では、これらの計画に加え、幼児期から発達の遅れに関する状況や支援内容等を記載した「支援ファイル」を併せて共有し、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援が行えるよう進めています。

【計画に関する保護者の感想】

幼少期から様々な関係機関と連携しながら子育てを行ったAくんの保護者からは、支援ファイルや個別の支援計画、個別の教育支援計画を活用したことで、「子どもの支援について、学校や医療、保健・福祉などの関係者と一緒に考えることができて心強かった。」という支援の充実、「記録の内容を振り返ると、子どもの成長の一步一步を確認することができて嬉しかった。」という成長記録の振り返り、「子どもに必要な支援が引き継がれたことで、進級・進学後も安心して通学させることができた。」という効果的な引継ぎにつながった等の感想が挙げられました。

2 子どもや保護者への支援

- ② 乳幼児健診や就学時健診等において、保護者に「支援ファイル」や「個別の教育支援計画」等の意義や様式等について情報提供する。
-

(1) () 市町村の現状

--

(2) 課題の整理



--

(3) 今後の具体的な取組



--

2 子どもや保護者への支援

- ③ 「支援ファイル」と「個別の教育支援計画」を共有するなど、障がいのある子どもへのよい支援と環境づくりが、就学前から幼稚園や保育所、認定こども園、小・中学校等へとつながるように努める。

推進地域では、障がいのある子どもへの適切な支援と環境づくりについて、就学前から幼稚園、小・中学校へと切れ目なくつながるよう、「支援ファイル」と「個別の教育支援計画」の様式を統一する取組を行っています。

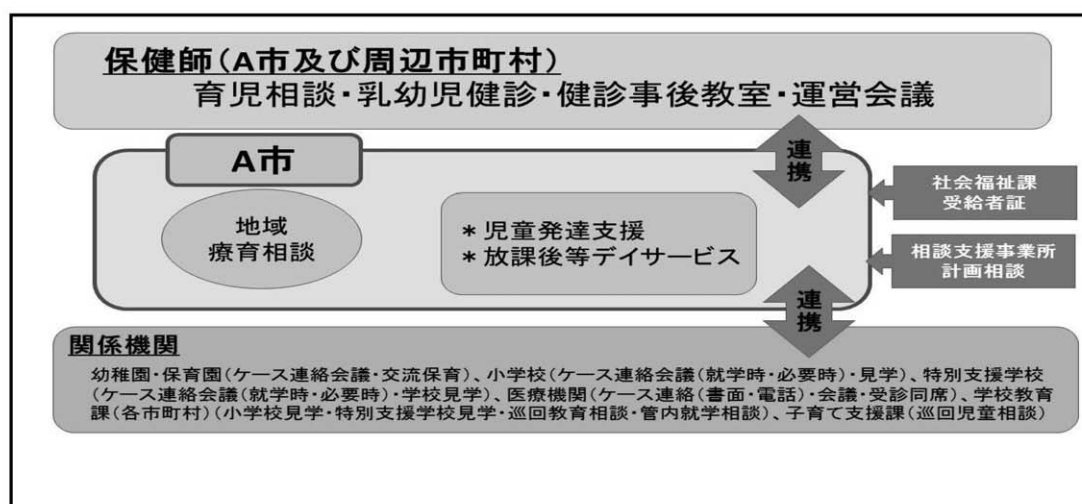
実践事例1 個別支援計画を作成し、活用する取組

本市では、児童福祉法に基づき、障がいのある子どもの発達を支援する児童発達支援事業を実施しています。

児童発達支援で個別支援計画を作成する時は、保護者の悩みに耳を傾け、嬉しいことも辛いことも話してもらえるような雰囲気と関係づくりに心がけ、信頼関係を積み重ねていくことを大切にしています。

個別支援計画には、本人や家族の生活に対する意向や、生活全般の質を向上させるための課題、具体的な支援方法などを記載していることから、就学の際には、個別支援計画で整理した情報を活用して、学校と引継ぎを行っています。この引継ぎにより、就学後もこれまでの支援内容を踏まえた支援を行うことができるようになりました。

このように本市では、児童発達支援を担当する職員が中心となり、子どもや保護者の精神的な支えとなれるようなかかわりを心がけるとともに、個別支援計画を活用し支援を行う担当者間の情報共有会議などの場を通して、関係機関で連携を図りながら、支援の必要な子どもと保護者へのサポートに取り組んでいます。



実践事例2 「支援ファイル」等の様式を工夫した取組

本町では、支援ファイルと個別の教育支援計画を統一した様式を「特別支援教育連絡協議会」で作成しました。

この様式は、過去の支援内容や相談内容等が分かるように工夫しており、支援や相談を行う担当者が変わっても、個別の教育支援計画を参照することで必要な情報をもれなく引き継ぐことができるようになりました。

支援を必要とする子どもには、幼児期から、小学校、中学校、高等学校へと切れ目なく一貫した支援を行うことが大切であり、幼児期から統一した様式を用いることによって、一貫性のある継続した支援につながっています。

フェイスシート①				
作成日：平成 年 月 日				
氏名	男・女	生年月日	平成 年 月 日	
保護者	氏 名	電 話	自宅	— —
		携帯	—	—
	住 所	〒		

継続	氏 名	生年月日	備 考
家族			

実践事例3 「支援ファイル」の活用を促すための取組

本市では、障がいの有無にかかわらず、子育てという視点に立ち、全ての子どもに対して支援ファイルの普及を進めています。支援ファイルを普及させるためには、自治体主導で作成するのではなく、福祉関係者や教育関係者、保護者といった子育てにかかわる関係者全体で協力した取組を進めていくことが重要であると考えています。

関係者が協力した取組を行うためには、関係者が様々な機会を通じて話し合う場を設定することが大切であることから、関係者が課題を共有し、解決に向けた方策を検討する協議の場を積極的に設定するようにしています。

支援ファイルは、保護者が子どものよいところを確認するツールとして有効であり、その活用は、保護者が子どもを客観的に捉える機会となります。本市では支援ファイルの効果的な活用を目指して、作成する段階から保護者と協働することにも取り組んでおり、活用方法などホームページで紹介し、「市民ぐるみの子育て運動」として推進しています。

市子育てファイル「〇〇」の使い方

保育所や幼稚園、学校等で...

お子さんの個性や様子を、保育所・幼稚園・学校などの先生にもよく知ってもらったり、情報を共有することで、お子さんは力を発揮しやすくなったり、安心して生活することができます。例えば、個別相談や家庭訪問などの機会に、家庭でのお子さんの様子を、このファイルを通じて伝えたり、お子さんについて、先生から聞いたことや伝えられたことを記入しましょう。

サポートを受けるときは...

発達上の心配や病気・障がいがあることで、保育所・幼稚園・学校生活で個別な配慮を必要とする場合、お子さんの状態に応じたサポートの組み立てるために、関係機関の方との相談にお使いください。

市子育てファイル「〇〇」を 市民ぐるみの子育て運動にしましょう！！

本市のホームページより

実践事例 4 「支援ファイル」を活用した取組

本市では、市町村子ども発達支援センターである「こども通園センター」に通園する子ども全員に、支援ファイルを作成し、関係機関との情報共有や引継ぎ等に活用しています。

支援ファイルは、「こども通園センター」の職員と保護者が面談を行い、協働で作成しています。また、支援目標の見直しや支援の経過について定期的な見直しや振り返りを行っています。

支援ファイルの管理は、保護者が行っており、保護者は、幼稚園や※1認定こども園、保育所等に持参し、生育暦や相談、支援の経過及び内容などについて情報を共有したり、病院等の医療機関を受診する際の情報提供の資料として活用したりしています。

また、「こども通園センター」の職員は、保護者の了解を得て、子どもが入学する予定の小学校等との引継ぎを行ったり、保護者自身が、これまでの支援経過を伝える資料として活用したりしています。

就学先や進学先では、就学前の支援の状況を把握するとともに、小学校や中学校において、支援ファイルに基づいた支援が行われており、高等学校への引継ぎに活用される事例も見られるようになってきました。

様式2

作成日 平成 年 月 日

子どもの状況

認定こども園 児童発達支援事業 児童発達支援管理責任者 担当

氏名 生年月日 平成 年 月 日 ()

通園状況

状況・関係機関・医療機関等	療育状況
新着児	○新着児式発達検査 (生後年齢 歳 月)
療育機関	・発達・運動 歳 月
療育手帳 (有・無)	・認知・言語 (見て考え、覚える、覚える) 歳 月
療育手帳 (有・無)	・言語・社会 (聞いて考え、表現し、覚える) 歳 月
療育手帳 (有・無)	・生活 歳 月

わらい

現在のようす

生活・遊び・通園・通学・人間関係・その他

今後に向けて

様式3

幼児期の記録

園・所・通園名	在籍期間	担任名	備考
保育園	未就学児		
	年少		
	年中		
幼稚園	年少		
	年中		

その他の習い事・サークル

時期	施設・サークル名	利用期間	備考

相談・医療・支援の記録

相談・支援機関等	期日	内容・結果等	担当者
1			
2			
3			
4			
5			

幼児用の支援ファイル

※1 認定こども園は、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能が備えられており、施設設備や職員配置などの基準を満たし、認定こども園法（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）で定められた「認定こども園」として、自治体から認可・認定された施設です。

2 子どもや保護者への支援

- ③ 「支援ファイル」と「個別の教育支援計画」を共有するなど、障がいのある子どもへのよい支援と環境づくりが、就学前から幼稚園や保育所、認定こども園、小・中学校等へとつながるように努める。
-

(1) () 市町村の現状

--

(2) 課題の整理



--

(3) 今後の具体的な取組



--

2 子どもや保護者への支援

- ④ 域内の子育てに関する相談機関一覧や相談支援マップを作成し、保護者に知らせる。

推進地域では、切れ目のない支援体制を目指し、ライフステージごとの域内の子育てに関する相談機関一覧を掲載した相談支援マップや社会資源マップを作成し、母子手帳交付時や「子育てファイル」と一緒に保護者に配布しています。

実践事例1 「支援・相談機関一覧表」を作成した取組

本町では、子育てに関する部署である教育委員会、保健福祉課、保健センター等の担当で作成チームを構成し、保護者の目線を大切にしながら乳幼児から高校生まで活用することのできる支援機関や相談機関等の一覧を作成しています。

保護者が、この一覧を活用することで、地域の教育資源等を組合せることにより、地域の全ての子ども一人一人の教育的ニーズに応え、一貫した支援が行えると考えており、ライフステージごとの相談機関を明記することで、切れ目のない支援体制の構築を目指しています。

実践事例2 「社会資源マップ」を作成した取組

本町がある管内では、子育てに役立つ相談機関や医療機関等、町外の社会資源を有効に活用するため、近隣地域の社会資源をにまとめた「社会資源マップ」を作成しています。

「社会資源マップ」は、母子手帳交付時や、他市町村からの転入者がいたときに「子育てファイル」と一緒に配布し、保護者の理解・啓発を図ることにより、今後も、町内の相談機関など、子育てに役立つ情報を随時更新していく予定です。



コラム 教育局のWebページの活用

北海道教育委員会の出先機関である各管内の教育局のWebページには、特別支援教育に関する情報が掲載されています。本項では、推進地域の「社会資源マップ」と「支援・相談機関一覧表」について紹介しましたが、全ての教育局のWebページにも管内の教育機関や医療機関、保健福祉機関等を掲載した支援マップを掲載していますので、御活用ください。ここでは、その一例として、空知教育局のWebページを紹介します。

空知管内年齢期で見る相談支援MAP

ちょっとひらいて (平成28年度版)

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な支援を促すという観点に基づき、その持つ力を高め、生活や学習上の困難の改善又は克服を促すものです。そのための適切な指導及び必要な支援を行うとともに、障がいのある幼児児童生徒の発達を促すための支援を行うことが、特別支援教育の目的です。また、障がいのある幼児児童生徒の発達を促すための支援を行うことが、特別支援教育の目的です。

相談支援MAPの見方

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な支援を促すという観点に基づき、その持つ力を高め、生活や学習上の困難の改善又は克服を促すものです。そのための適切な指導及び必要な支援を行うとともに、障がいのある幼児児童生徒の発達を促すための支援を行うことが、特別支援教育の目的です。また、障がいのある幼児児童生徒の発達を促すための支援を行うことが、特別支援教育の目的です。

空知教育局管内特別支援連携協議会
事務局 0126-20-0137
空知管内地域支援ネットワークの支援地域

空知教育局管内特別支援連携協議会

一 空知管内特別支援連携協議会の取組一

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立つものです。幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難の改善又は克服を図ります。そのための適切な指導及び必要な支援を行うとともに、障がいのある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が、生き生きと活躍できる共生社会の基礎をつくろうとするものです。このように特別支援教育は、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味をもつものといえます。

そこで、お子さんの発達や教育についての相談窓口をまとめ、一目で分かる「相談支援MAP」を作成しました。お子さんのことで悩んだり、困っている場合、この支援マップを御活用いただき、相談をしてください。相談することにより、何らかの道筋が見えてくると思います。(空知管内年齢期で見る相談支援MAPちょっとひらいて (平成28年度版) より引用)

空知管内年齢期で見る相談支援MAP

ちょっとひらいて (平成28年度版)

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な支援を促すという観点に基づき、その持つ力を高め、生活や学習上の困難の改善又は克服を促すものです。そのための適切な指導及び必要な支援を行うとともに、障がいのある幼児児童生徒の発達を促すための支援を行うことが、特別支援教育の目的です。また、障がいのある幼児児童生徒の発達を促すための支援を行うことが、特別支援教育の目的です。

相談支援MAPの見方

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な支援を促すという観点に基づき、その持つ力を高め、生活や学習上の困難の改善又は克服を促すものです。そのための適切な指導及び必要な支援を行うとともに、障がいのある幼児児童生徒の発達を促すための支援を行うことが、特別支援教育の目的です。また、障がいのある幼児児童生徒の発達を促すための支援を行うことが、特別支援教育の目的です。

空知教育局管内特別支援連携協議会
事務局 0126-20-0137
空知管内地域支援ネットワークの支援地域

空知教育局管内特別支援連携協議会

切れ目のない支援を目指し、幼児期、小・中学校、高等学校のライフステージに合わせて相談機関等を明記しています。

2 子どもや保護者への支援

- ④ 域内の子育てに関する相談機関一覧や相談支援マップを作成し、保護者に知らせる。
-

(1) () 市町村の現状

--

(2) 課題の整理



--

(3) 今後の具体的な取組



--

3 学校、関係機関等との連携

3 学校、関係機関等との連携

- ⑤ 保健師、保育士、心理士、相談支援専門員、教職員及び特別支援教育支援員等を対象とした研修を実施する。

推進地域では、特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会や福祉課職員、教育委員会職員、保育士、幼稚園教諭、保健師等が一堂に会する研修会を実施するなど、早期からの切れ目のない指導・支援の充実を目指し、関係機関と連携した取組を行っています。

実践事例1 多様な職種の関係者が集う研修会を実施した取組

本市の教育委員会では、^{※1}特別支援教育コーディネーターを対象とした研修を^{※2}特別支援教育連携協議会が中心となり行っています。

本研修は、私立幼稚園や公立保育所、認定こども園の職員、保健福祉部職員や^{※3}特別支援教育支援員などであり、毎年、参加対象者を拡大し、参加を呼びかけています。

また、本市の保健福祉部では、「地域ケア会議療育講演会」など、療育担当職員の研修会や学習会等を教育関係者に紹介し参加を募り、市全体で研修を行うことができる環境づくりを目指しています。

教育関係者と福祉関係者が合同で行う研修は、発達障がいに関する専門性の向上に向けた大切な取組であるとともに、地域の教育関係者と福祉関係者を結び付けるよい機会と捉え、研修を通じて地域の教育と福祉との連携を図っています。

本研修では、互いの機関の連携が促進されるよう、それぞれの機関の概要を説明したり、実際の場面を想定した支援方法を検討したりしながら、早期からの一貫した支援の充実を目指しています。

研修に参加した参加者からは、「教育と福祉の連携を一層深めるための具体的な引継ぎの方法を研修したい。」や、「児童生徒の実態把握、個々の実態に応じた支援や配慮のポイントなどについて明確していきたい。」などの感想がありました。

今後は、教育関係者と福祉関係者が合同の研修会を継続して開催し、支援が必要な子ども一人一人の充実に努めていく予定です。



教育と福祉の関係者で協議

実践事例 2 特別支援教育に関する研修会の実施

本市では、小学校や中学校等の教職員などを対象とした「特別支援教育に関する研修会」を毎年、夏季休業中と冬季休業中に実施しています。

平成28年度の冬季研修会からは、関係者間の連携を促進するため、参加対象を教育関係者だけではなく、保健福祉部局の関係者に拡げて実施しています。

冬季研修会には、約100名の教育関係者、約70名の保健福祉部局関係者が集い、合計で170名程度の参加がありました。

研修会を実施するに当たっては、参加者のニーズに基づいた内容と主催者側のねらいに基づいた内容のバランスを考慮した構成に努めています。

今回の研修では、障がいのある当事者からの講演を企画しました。参加者からは、「障がいのある人の気持ちを理解することが大切と感じた。」、「相手の気持ちに寄り添った支援をすることが大切である。」などの感想が挙げられました。

子どもの支援にかかわる関係者が同じ場所で研修を行うことは、同じ目線で子どもを見る機会となり、支援の方向性が定まったり、それぞれの専門性に基づいた機関の役割が明確になったりするなど、地域における特別支援教育の充実につながる取組と考えています。

本市では、今年度までの取組の成果と課題を踏まえ、教育委員会と保健福祉部局との連携の充実を図っていきたいと考えており、今後は、教育と保健福祉の関係部局が実施するそれぞれの研修会に、相互の関係者が参加できるなど、研修機会の拡充に向けた取組を検討しています。



研修会の様子

コラム 福祉関係者と教育関係者との共学

平成28年度は、北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課が主催し、北海道教育委員会の共催のもと、「発達障がいのある子どもの発達を支援するための連携体制の構築」をテーマに発達支援研修会を実施しました。

また、全道14教育局で実施した「特別支援教育充実セミナー」と14振興局で実施した「発達支援関係職員実践研修」を同日に開催するようにし、午後の研修プログラムは、教育関係者と福祉関係者が共に学び、協議する内容で研修を行いました。

参加者からは、「異職種の方々とお話しができ、もっと具体的な連携の必要性を強く感じた。」、「同じ子どものために働いているから、関係機関同士のつながりが大切だと思った。」などの感想があり、障がいのある子どもの支援体制を考えるきっかけとなる研修会になりました。

実践事例3 「地域づくり研修会」の実施

本町では、発達障がいや、その疑いがある子どもが生活しやすい地域づくりを考えることを目的に、平成26年度から福祉課職員や教育委員会職員、※⁴保健師、幼稚園教諭、保育士等が一堂に会して「地域づくり研修会」を実施しています。

初年度に、発達障がいの特性や支援について学習を深め、本町の課題や目標の共通認識を図り、子どもが暮らしやすい地域づくりに必要な6要素を整理しました。27年度以降は、その要素に沿いながら「保護者支援」、「本町版子供理解シート」の作成」をテーマに、グループ討議や学習会を開催しています。

「地域づくり研修会」により各部署との連携が深まり、課題や目標の明確化、支援の充実を図ることができました。

今後は、幼児期から学齢期までの切れ目ない支援のために、教育現場との連携にも力を入れていく予定です。



研修会の様子

平成28年「地域づくり研修会」の取組

時期	方法	内容
7月28日	講義	保護者に寄り添った相談支援について
10月27日	グループ協議	○実践報告 「民間幼稚園の保護者支援の取組」 ○グループ討議 「『子供理解シート（案）』の検討」
	自主研修	「子供理解シート（案）」についての取組
1月30日	グループ討議	「子供理解シート（案）」について意見交換 今後の活用方法について

- ※1 特別支援教育コーディネーターは、校内の特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担っています。
- ※2 特別支援教育連携協議会は、教育局ごとに、関係部局・機関との連携の下、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係者で構成されており、各管内における特別支援教育の推進等について協議を行っています。
- ※3 特別支援教育支援員は、幼稚園、小・中学校、高等学校において障がいのある児童生徒に対し、食事、排せつ、教室の移動補助等、学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し学習活動上のサポートを行うために配置されています。
- ※4 保健師は、厚生労働大臣の免許を受け、保健指導に従事しており、栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する事項について住民からの相談に応じるなどの業務を行います。

3 学校、関係機関等との連携

- ⑤ 保健師、保育士、心理士、相談支援専門員、教職員及び特別支援教育支援員等を対象とした研修を実施する。
-

(1) () 市町村の現状

--

(2) 課題の整理



--

(3) 今後の具体的な取組



--

3 学校、関係機関等との連携

- ⑥ 保健や福祉担当課や子ども発達支援センター、児童発達支援センター、各学校の代表、地域づくりコーディネーターなどによる市町村特別支援連携協議会及び自立支援協議会等の会議で、課題解決に向けた協議を行う。

推進地域では、「障がい者地域自立支援協議会」における各部会の役割を明確にし、保健福祉担当課や子ども発達支援センター、児童発達支援センター、各学校の代表、地域づくりコーディネーターなどにより、地域内の課題解決に向けた協議を行っています。

実践事例 1 巡回相談の取組

本市では、市内の小・中学校等の教職員や福祉機関の職員、大学の教員や特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等で構成した^{※1}特別支援教育専門家チームを設置し、各学校からの要請を受け、巡回相談を実施しています。

巡回相談では、保護者や教員との教育相談等を実施しており、相談の主訴に応じて児童生徒の実態把握や支援方策の検討、個別の教育支援計画作成にかかわる支援等を行っています。

本取組を通して、支援を必要とする子どもや保護者を地域の教員等で支え、切れ目なく一貫した支援が行える仕組みが構築され、学校間のつながりが深まるようになってきました。

実践事例 2 福祉課と教育委員会が連携した取組

本町では、入園・入学までの相談、健診事業の取組を学校の相談・支援に生かすことが課題となっており、福祉課と教育委員会の支援体制がつながるよう改善を行いました。

福祉課の相談等の成果を幼稚園、学校へ引き継ぐ取組として、年間3回にわたり福祉課、子ども発達支援センター、幼稚園、教育委員会の関係者が一堂に会して「本町関係機関検討会議」を行っています。

「本町関係機関検討会議」では、教育委員会と幼稚園がつながり、早期からの切れ目のない支援体制を充実させることを目指した取組を行っています。具体的には、福祉課と教育委員会の職員が幼稚園等を巡回し、幼稚園等の年少児を対象に行動観察を行うなど、早期発見、早期療育に努めています。

今後は、子どもや保護者へのより効果的な支援が可能となるよう、個別の教育支援計画の内容をより充実させ、有効に活用することができるよう、福祉課と教育委員会が中心となり、更なる関係機関との連携強化を図っていきます。

実践事例3 それぞれの役割を明確にした取組

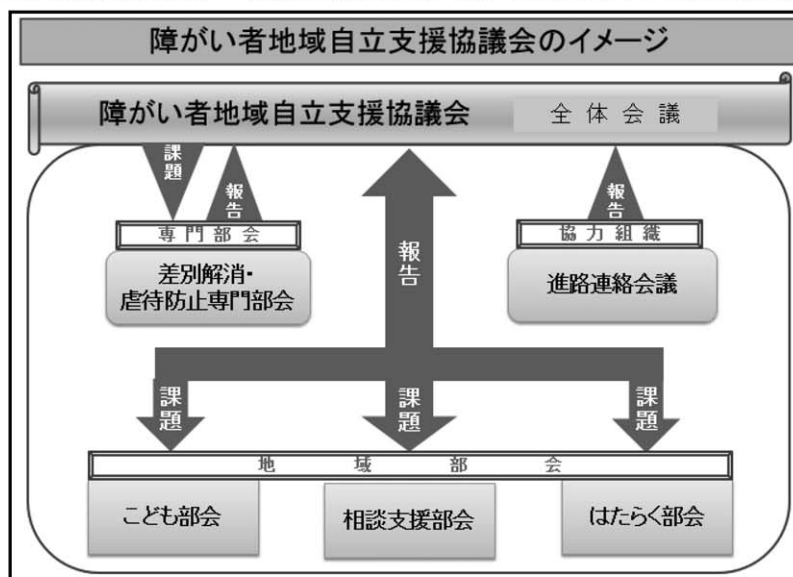
本市においては、※²障害者総合支援法に規定されている※³協議会である「障がい者地域自立支援協議会」における各部会の役割を明確にしました。

専門部会では障がいによる差別の解消に関する機能を付加した「差別解消・虐待防止専門部会」を設置し、課題の解決に取り組んでいます。

「地域部会」では、「こども部会」、「相談支援部会」、「はたらく部会」の各部会が行政機関、※⁴相談支援事業所、※⁵障害福祉サービス事業所などと連携し、地域の課題の解決に取り組んでいます。

「こども部会」は、主に学齢児の支援、「相談支援部会」は、地域の困りごとなどについて関係機関との意見交換、「はたらく部会」は特別支援学校の卒業生や在校生の進路動向の把握のほか、地域生活の開始に向けた就労支援を行っています。

このようにそれぞれの機能を明確にするとともに、それぞれの部署が連携することで、地域連携体制を整えることができました。



コラム 指導・支援の共通理解の促進

北海道立特別支援教育センターでは、子どもへのかかわり方や就学先等についての教育相談を行っています。教育相談には、当機関で実施する来所相談と相談員を各地域に派遣して行う巡回教育相談等があります。本人、保護者に加え、担任の先生や市町村子ども発達支援センターの職員、教育委員会の職員、福祉関係者など、子どもの支援にかかわる方々が同席して教育相談を実施する場合があります。

教育相談を受けた保護者からは、「子どもへのかかわり方について学校の先生にも聞いてもらえてよかった」や同席した関係者からは、「それぞれの機関がもつ子どもの情報を共有することができた」、「保護者と一緒に子どもの得意なことや苦手なことを確認することができた」などの感想が挙げられており、子どもへの指導や支援について共通理解を図る効果的な取組となっています。



特別支援教育センター

実践事例 4 情報を一元化し、支援の継続性を高める取組

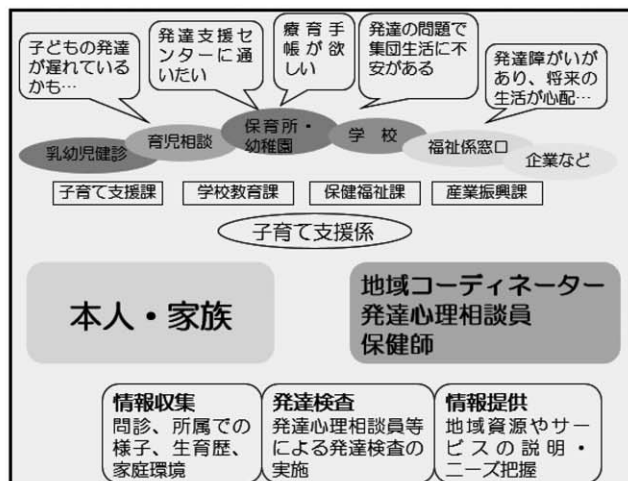
本町では、「発達心理相談員」、保健師、教員免許をもつ「地域コーディネーター」が中心となり、ケースに応じた関係機関との調整や保護者相談、児童が所属する機関との相談協議や巡回相談の実施、また、発達検査の活用や個別の支援計画作成についての相談、各種サービス・制度の利用調整を行っています。

相談は、各部署による対応の格差

が出ないように、発達支援に関する相談を母子保健部局に集約し、「自立支援協議会」の発達支援部会において必要な支援等について検討しています。

このような取組を行うに当たり、情報の一元化や継続的な支援のため、各機関の十分な連携が求められています。町では、効果的かつ効率的に個別の支援計画を活用するため計画の作成に係る要綱を定め、連携に必要な情報を一冊に綴った「子育てサポートファイル」を、全ての子どもを対象に配布しています。教育関係者と母子保健部局が行う評価の情報共有を促進し、幼稚園や保育所から、小学校への円滑な“つなぎ”を進めるための「幼保小連携事業」においても本冊子を活用し、人から人へ情報をバトンタッチすることができるツールとして個別の支援計画や「子育てサポートファイル」を活用しています。

また、学習障がい（LD）のある児童への支援体制構築のため、町内の小学校1年生、2年生全員を対象に「読み書き支援スクリーニング」を行い、スクリーニングの結果、特別な教育的支援が必要な児童には、より専門的なアセスメントを行い、「発達心理相談員」や「地域コーディネーター」、子ども発達支援センターの職員等が学校に出向き、教員等に対し、指導・支援に関する助言などを実施しています。



- ※1 特別支援教育専門家チームでは、教育、医療、保健、福祉等の関係機関・部局等のほか、小・中学校教員、特別支援学校教員及び教育局の職員等で構成し、望ましい教育的対応等に関する指導・助言を行っています。
- ※2 障害者総合支援法は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が正式名称です。この法律は、障害者が日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等について定めた法律です。
- ※3 協議会は、障害者総合支援法で、「地方公共団体は、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、障害者、その家族等の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない」とされており、地域における課題について情報を共有し、体制の整備等の協議を行っています。
- ※4 相談支援事業所とは、障がい者及び障がい児が障害福祉サービスや障害児通所支援を利用するための総合的な計画の作成や各事業所との連絡調整を行う事業所のことをいいます。
- ※5 障害福祉サービスとは、障害者総合支援法に基づくサービスのことであり、障害者が自立して日常生活及び社会生活を送ることを支援するサービスです。

3 学校、関係機関等との連携

- ⑥ 保健や福祉担当課や子ども発達支援センター、児童発達支援センター、各学校の代表、地域づくりコーディネーターなどによる市町村特別支援連携協議会及び自立支援協議会等の会議で、課題解決に向けた協議を行う。
-

(1) () 市町村の現状

--

(2) 課題の整理



--

(3) 今後の具体的な取組



--

3 学校、関係機関等との連携

- ⑦ 地域の連携体制や個別のケースの対応等について、必要に応じて、発達障害者支援センター等の助言を受ける。

発達障がいのある子どもへの支援を効果的に行うには、専門家からの助言が必要な場合もあります。北海道では、3か所の発達障害者支援センターを設置しており、専門的な機関からの助言を受けながら支援を行うことができます。

実践事例1 専門機関と連携した「地域づくり研修」の取組

本町では、保健師が中心となって、保育園や幼稚園、福祉行政や教育行政等の関係者が参集し、地域の課題やその解決に向けた研修と協議をする場として「地域づくり研修」を定期的で開催しています。それぞれが課題と感じていることを共有した上で、その課題に関しての講義を行い、その後、「自分たちの町には何が必要か」、「何ができるか」について意見交換を行っています。「地域づくり研修」を通して、町の課題の整理や、共通理解につながっており、関係者間で、地域のより良い支援体制をつくるチームとしての意識が高まっています。また、協議から、健診や就学等で得られた情報の共有や引継ぎ等を効果的に行うためのシートの作成に向けた検討を開始するなど、具体的な取組につながっています。



本町では、「地域づくり研修」を実施するに当たり、当初から、^{*1}「地域づくりコーディネーター」と発達障害者支援センターに、研修・協議の企画にかかわるアドバイス、協議の助言、研修の講師等に関わってもらうなど、積極的な連携を図っています。

「地域づくり研修」の様子

実践事例2 専門機関と連携し、研修会等を実施した取組

本町では、支援を必要とする子どもや保護者への支援体制を構築するため、町内の関係者の共通理解を図ることを目的とした研修会を実施しました。研修会の講師を発達障害者支援センターの職員に依頼し、町内の関係職員への発達障がいの基礎や対応方法を学びました。本研修により、保健、福祉、教育関係職員等それぞれが抱える課題の共有とその解決に向けた取組を行うきっかけとなっています。

また、本町の研修会に参加者した教職員は、特別な支援を必要とする生徒へのかかわりについて、発達障害者支援センターの職員に相談を行っています。これまでに3回にわたって発達障害者支援センターの職員に訪問してもらい、生徒の発達や、かかわり方等について、具体的な助言を受け、日々の指導や支援に役立てています。

コラム 発達障害者支援センター

発達障害者支援センターは、発達障害者支援法に基づき、都道府県及び政令指定都市に設置されている発達障がい専門の支援機関です。

発達障がいの支援を地域で行っている職員への助言や、コンサルテーションを行うほか、各市町村の行政、教育、福祉、保健、労働等の関係者が連携を図り、発達障がい者支援体制整備を進めていくことについての支援を行っています。

例えば、保育所、学校、福祉事業所等で、発達障がいのある方へのサポートを行っている機関に対し、個別の支援方法や、支援体制の整備等に関してアドバイスをしています。また、研修会の開催や、講師の依頼を受け、発達障がいに関する理解啓発等も行っています。

道が設置する発達障害者支援センターには、「北海道発達障害者支援センター『あおいそら』」、「発達障害者支援道北地域センター『きたのまち』」、「発達障害者支援道東地域センター『きら星』」があります。

発達障害者支援センター事業

支援対象エリア



また、発達障害者支援センターのほかにも、障がいのある子どもが利用できるサービスとしては、以下のようなものがあります。

児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。
放課後等デイサービス	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。
福祉型障害児入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。
医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。
障害児相談支援	【障害児支援利用援助】 ・障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】

※1 地域づくりコーディネーターは北海道障がい者条例に基づき、障がいのある人が希望する地域で安心して生活できるよう、条例に基づき、地域のネットワーク構築に向けた助言・調整などを行っています。

3 学校、関係機関等との連携

- ⑦ 地域の連携体制や個別のケースの対応等について、必要に応じて、発達障害者支援センター等の助言を受ける。
-

(1) () 市町村の現状

--

(2) 課題の整理



--

(3) 今後の具体的な取組



--

■平成28年度「発達障がい支援成果普及事業」推進地域

管 内	市町村	管 内	市町村	管 内	市町村	管 内	市町村
空 知	美瑛市	檜 山	江差町	上 川	美瑛町	釧 路	標茶町
石 狩	千歳市	胆 振	安平町	留 萌	留萌市	根 室	羅臼町
後 志	共和町	日 高	平取町	宗 谷	稚内市		
渡 島	森 町	オホーツク	湧別町	十 勝	芽室町		

□平成24・25年度 文部科学省委託事業「早期からの教育相談・支援体制構築事業」推進地域
美瑛町

□平成26・27年度 文部科学省委託事業「早期からの教育相談・支援体制構築事業」推進地域
根室市

支援体制づくり取組事例集

—子どもと家族を支える推進校・推進地域の取組—

平成29年3月発行

編集・発行 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課
北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

